

役員及び評議員報酬に関する規程

社会福祉法人 童夢福祉会

役員及び評議員報酬に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人童夢福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条に基づき役員及び評議員の報酬及び費用弁償について規定するものである。

（範囲）

第2条 この規程では、次の事項について定める。

- （1）評議員報酬
- （2）役員報酬
- （3）費用弁償（会計処理の基準）

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、経理規程によるものとする。

（報酬）

第4条 評議員に対して、各年度の総額が14万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。
- 3 前各号の他、理事長が必要と認めるとき報酬として支給することができる。

（報酬の支払）

第5条 報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

（費用弁償）

第6条 役員及び評議員が法人の業務のために出張するときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 費用弁償は、「旅費規程」に準じて支給する。

（改正）

第7条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。